

## 川崎市治水対策検討委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 近年、川崎市における現在の治水整備水準である時間降雨 50 ミリを超える降雨が増加傾向にあるなど地球温暖化の影響と考えられる気象状況が変化していることから、今後の川崎市における治水安全度の設定や治水対策のあり方に関する基本方針を整理する。また、その基本方針を踏まえた短期対策及び中長期対策を具体化し、今後の川崎市における治水対策を計画的に推進していくため、「川崎市治水対策検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 今後の目標整備水準などの基本方針に関すること。
- (2) 即効対策(短期対策)に関すること。
- (3) 中長期対策に関すること。
- (4) その他必要事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、別表1の職にある者をもって組織する。

- 2 委員会には委員長を置き、委員長は建設緑政局総務部企画課長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する者が、その職務を代理する。
- 4 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

### (関係者の出席)

第4条 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めるなど、意見または説明を聞くことができる。

### (ワーキング会議)

第5条 委員会は、今後の治水対策の検討にあたり、詳細な調査や検討を行うため、ワーキング会議を設置することができる。

- 2 ワーキング会議は、別表2の関係局部課室の担当職員をもって組織する。
- 3 ワーキング会議には座長を置き、座長は建設緑政局総務部企画課担当係長〔河川計画〕をもって充てる。
- 4 ワーキング会議は、座長が必要に応じて招集する。
- 5 ワーキング会議の座長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会及びワーキング会議の事務局は、建設緑政局総務部企画課に置く。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月13日から施行する。

別表1 川崎市治水対策検討委員会委員名簿

局	部 課 室
総務企画局	都市政策部企画調整課担当課長〔企画調整〕
〃	公共施設総合調整室担当課長〔施設・土地調整〕
財政局	財政部財政課長
経済労働局	都市農業振興センター農地課長
環境局	環境対策部環境保全課長
まちづくり局	総務部企画課長
〃	計画部都市計画課長
危機管理本部	危機管理部担当課長〔事業調整〕
上下水道局	下水道部下水道計画課長
建設緑政局	道路河川整備部河川課長
〃（事務局）	総務部企画課長【委員長】

別表2 川崎市治水対策検討委員会ワーキング会議名簿

局	部 課 室
総務企画局	都市政策部企画調整課担当係長〔企画調整〕
〃	公共施設総合調整室担当係長〔土地・インフラ調整〕
財政局	財政部財政課担当係長
経済労働局	都市農業振興センター農地課保全係長
環境局	環境対策部環境保全課担当係長〔環境水質・地盤〕
まちづくり局	総務部企画課担当係長
〃	計画部都市計画課担当係長〔都市調査〕
危機管理本部	危機管理部担当係長〔事業調整〕
上下水道局	下水道部下水道計画課担当係長〔雨水対策〕
建設緑政局	道路河川整備部河川課担当係長〔治水〕
〃	〃 担当係長〔環境〕
〃（事務局）	総務部企画課担当係長〔河川計画〕【座長】
〃（事務局）	〃 担当〔河川計画〕